



2022年2月16日

各位

会社名 株式会社M o n o t a R O
代表者名 代表執行役社長 鈴木 雅哉
(コード番号: 3064 東証一部)
問合せ先 常務執行役管理部門長 甲田 哲也
電話番号 (06) 4869-7190

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第22期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第10条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第10条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日又は2022年3月29日のいずれか遅い日をもって生じるものとします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は

期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 10 条 (招集)</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 13 条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 10 条 (招集)</p> <p><u>①当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p><u>②当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 13 条 <u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第 1 条 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>①定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 13 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p>

	<u>③本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
--	---

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年3月29日（予定）

定款変更の効力発生日

上記1.（1）2022年3月29日又は上記1.（1）に記載のとおり経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日

上記1.（2）2022年3月29日（予定）

以 上